

2021年5月20日

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
衣川 和秀 様

公益社団法人 日本動物福祉協会
理事長 黒川 光隆
東京都品川区東五反田 2-6-5
フロインデ 2階
電話：03-6455-7733
FAX：03-6455-7730

生きた動物をゆうパックで送ることについての質問及び要望

拝啓 梅雨の候、貴社ますますご繁栄の事とお喜び申し上げます。

さて、4月2日に送らせていただきました質問書に対し、年度初めのご多忙の折、真摯にご回答いただきまして誠にありがとうございます。

貴社の回答書を拝読させていただきまして、再度、下記内容の質問及び要望をさせていただきます。

記

1. 回答書4項で「モモンガ（小型哺乳類）につきましては、…お引き受けをお断りすることとしています。」とございますが、貴社HP上のゆうパックの説明で、条件を満たしていれば送ることができるとしている「魚介類、爬虫類、昆虫類や小鳥などの小動物」にある「小動物」には哺乳類は含めない（送ることができない）という解釈で間違いはないでしょうか？

2. 回答書項目4にありました「モモンガ（小型哺乳類）の輸送事例詳細」については下記のとおりです。

日時：2021年3月24日

場所：[REDACTED] 郵便局

詳細：当該郵便局で、ゆうパック品名に「モモンガ」及び「設定温度 22～25℃」でと記載している人物を目撃。目撃者がその場で郵便局長に確認したところ、局マニュアル内で扱える動物の種類は「生きた動物」としか記載がないため断ることはできないと回答されたとのこと。

従って、回答書内容と照らして、貴社のルールに違反した取扱いをしたということになります。

3. モモンガなど小型哺乳類のゆうパックでの輸送が自主基準に違反しているという事であれば、貴社内での自主基準の周知徹底をお願い申し上げます。また、「小動物」という表現は個人や業界によって意味合いが異なります。利用者への周知や事故防止の為に、引き受け不可に該当する動物種(哺乳類等)の約款やHPへの明記をお願いいたします。

4. 回答書内にございました「ゆうパックは内容品による特別扱いが困難」「全国の郵便局で、荷物を取り扱う上で、動物の生理・生態・習性にあつたサービス等の提供が困難」というのであれば、倫理的観点から生きた動物の取扱いをするべきではないと考えております。しかしながら、すべての「生きた動物」を禁止にすることは難しいことを鑑み、せめて、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動愛法）の「愛護動物」として規定されております鳥類と爬虫類について輸送対象から外していただくよう要望いたします。

主な理由として、イエバト（動愛法44条4項1号）等の鳥類（同条項2号）については、一般に輸送が難しく短時間でも給餌をしないことで衰弱死亡するおそれの高い動物であること、また、愛玩鳥につきましては、獣医師法令でも「飼育動物」とされており、令和元年成立の愛玩動物看護師法令でも犬猫と並びこれら愛玩鳥が「愛玩動物」と指定される見込みで、ペットとしては犬猫と並ぶ身近な家庭動物とされています。（獣医師法第17条の政令で定める飼育動物は「オウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種」とあり、愛玩鳥はほぼこれらにあてはまります。）爬虫類については、変温動物のため外気温に体温を左右されやすいことと種によっては特定動物に指定されており、その

判断は現場では難しいこと、そして、万が一、脱走した場合、日本の社会及び生態系に影響を与える危険性等が挙げられます。

最後に、貴社が条件付きとはいえ「生きた動物」の輸送を受けている以上、顧客は、「少なからず動物の輸送に配慮している」と貴社を信頼していると考えられます。現に、モモンガの輸送を依頼した人物は設定温度を明記しております。貴社の回答書にございました「温度調節機能がない車両の荷室で運送する場合がある」「生死についての確認をしていない」などを前提とするならば、顧客への説明義務及び顧客からの信頼という点からも問題であると考えます。特に「命あるもの」については、最悪の場合、死亡するという取返しが付かない事態を招きます。そのため、何らかの責任をもてないのであれば、引き受けるべきではないと考えています。

貴社の今後の発展のためにも、「生きた動物」に配慮できない輸送を容認することについてご再考いただき、前向きなご対応・対策を講じていただくようお願い申し上げます。

上記質問等について、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、6月末までにご回答いただけましたら幸いです。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

以上